平成２３年（フ）第１４５号
鹿児島県曽於郡大崎町野方5832番地
債務者　清山　敏郎
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
鹿児島県曽於郡大崎町野方5832番地
債務者　清山　豊美（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市平和台３番３―102号
債務者　稲岡　常嘉
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２８号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目57番地
債務者　程岡　　秀
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２９号
神奈川県横須賀市田浦町５丁目35番地　やまだアパート101
債務者　芋田　房子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２３２号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目３番５―403号
債務者　本川　理絵
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６１号
神奈川県横須賀市粟田２丁目28番３号　レオパレス野比第２―201
債務者　菱沼　千尋
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９８号
青森県五所川原市大字漆川字浅井122番地１　ケアホームうるしかわ
債務者　諏訪　英樹（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
青森県つがる市木造清水37番地１
債務者　小山内真一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田195番地　服部アパート７号室
債務者　長内　建則
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３６６号
名古屋市中村区日比津町３丁目９番15号　エスポワールヒビツ102号
債務者　高瀬　直美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００１号
神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番19―214号
債務者　岡田　清美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７号
松江市坂本町259番地
債務者　白石千恵利
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３７３号
名古屋市西区上橋町140番地
債務者　加地　和枝
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３２号
山口県防府市大字浜方1025番地、旧住所福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目13番２号
債務者　岩田　　弘
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
山口県防府市八王子１丁目28番15号　マルウビル４階407号
債務者　居酒屋よっちゃんこと　松原　良江
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
山口市平井251番地１　姫山参号館201号、前住所埼玉県川越市脇田新町４番地18　カインドステージ川越601号
債務者　渡邉　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係